第 2 0 回原子力委員会 資 料 第 2 - 1 号

原子力協定

二国間原子力協定 日・アラブ首長国連邦原子力協定 日・トルコ原子力協定

> 平成25年5月31日 外務省 軍縮不拡散·科学部 国際原子力協力室

二国間原子力協定

1 二国間原子力協定の概要

- ●我が国と相手国との間で移転される核物質、原子力関連資機材及び技術の不拡散・平和的利用等を法的に確保することが可能となる。
- ●我が国が最近締結した協定には、原子力安全に関連する規定も盛り込まれている。
- ●二国間原子力協定のポイント
- ①原子力関連資機材及び技術等の不拡散・平和的利用を法的に確保。
- ②原子力安全の強化等に関する協力を促進。
- ※特定のビジネスやプロジェクトについて取り決めるものではない。

2 発効済みの二国間原子力協定

●米、英、加、豪、仏、中、欧州原子力共同体(ユーラトム)、カザフスタン、韓国、ベトナム、ヨルダン、ロシアとの協定

3 実質合意・交渉中の国(交渉開始合意済みを含む)

- 1. 署名済み
- ●アラブ首長国連邦: 2009年6月交渉開始、2010年6月実質合意。2013年5月2日署名。
- ●トルコ:2011年1月交渉開始、2012年3月実質合意。2013年署名(我が方は4月26日、トルコ側は5月3日に署名)。
- 2. 交渉中
- ●インド:2010年6月交渉開始、交渉中。
- ●南アフリカ:2010年9月交渉開始、交渉中。
- ●ブラジル: 2011年1月交渉開始、交渉中。
- 3. 協定交渉開始合意:メキシコ

「原子力の平和的利用における協力のための 日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定」への署名

- 1. 5月2日 (木曜日), アラブ首長国連邦ドバイにおいて, 同地を訪問中の安倍晋三内閣総理大臣及びムハンマド・ビン・ラーシド・アール・マクトゥーム・アラブ首長国連邦副大統領兼首相 (H.H. Sheikh Mohammed bin Rashid Al Maktoum) の立会いの下, 我が方加茂佳彦駐アラブ首長国連邦大使と先方カアビー国際原子力機関アラブ首長国連邦常駐代表 (H.E. Ambassador Hamad Al Kaabi, Permanent Representative of the United Arab Emirates to the International Atomic Energy Agency) との間で,「原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定」への署名が行われました。
- 2. 本協定は、両国との間の原子力の平和的利用に関する協力について定めるものです。
- 3. 本協定の締結後は、両国の間で長期間にわたって安定的に核物質、原子力関連品目及びその関連技術を移転することが可能となり、また、これらの平和的利用が法的に確保されることから、両国間において原子力の平和的利用に関する協力を行う基盤が整備されることが期待されます。

(了)

「平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府と トルコ共和国政府との間の協定」への署名

- 1.5月3日、トルコの首都アンカラにおいてタネル・ユルドゥズ・トルコ・エネルギー天然資源大臣により、「平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定」への署名が行われました(日本側においては既に4月26日に岸田文雄外務大臣が東京において署名を行っています。)。
- 2. 本協定は両国の間の原子力の平和的利用に関する協力について定めるものです。
- 3. 本協定の締結後は両国の間で長期間にわたって安定的に核物質,原子力関連品目及びその関連技術を移転することが可能となり,また,これらの平和的利用が法的に確保されることから,両国間において原子力の平和的利用に関する協力を行う基盤が整備されることが期待されます。

(了)